

令和5年度授業料免除申請要項（本科4・5年生、専攻科生）

I 授業料免除申請について

次の授業料免除要件のいずれかに該当する場合、本人の申請に基づき選考のうえ授業料が免除されます。

1. 授業料免除要件

【免除区分 A】：高等教育の修学支援新制度による授業料減免

- ① 既に高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学生）に認定されており、後期授業料減免の支援を希望する場合
- ② 高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金）へ申請予定の場合

【免除区分 B】：国立高等専門学校機構における授業料免除

（1）災害等による授業料免除

授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資を主として負担している者（学資負担者）が死亡した場合、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が著しく困難であると認められる場合

（2）その他特別な事由の場合

授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合

（3）新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変と認められる場合

次の①～③のすべてに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難であると認められる者

- ① 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書やこれに類する他の証明書の提出があった場合、又は事由発生後の所得が事由発生前の年間所得と比較し1/2以下となっている場合
- ② 事由発生後の所得が国立高等専門学校機構における授業料等免除制度の基準の範囲内となっていること
- ③ 家計急変の理由が新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるものであるという保護者からの申立書（様式自由）があり、またその理由が妥当だと判断できること

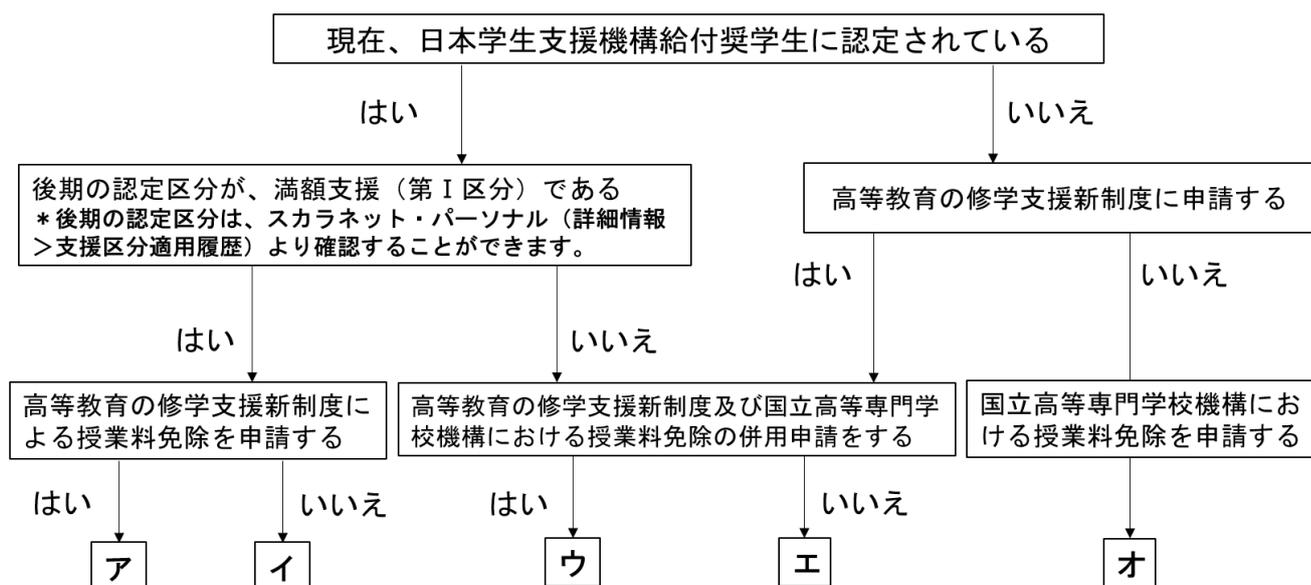
2. 申請書類について

「II 提出書類」をご参照ください。なお、提出書類は返却いたしませんことを予めご承知おき願います。

3. その他

- ・ 選考結果は、保護者宛に文書で通知します。
- ・ 免除の許可・不許可が判明するまでの間は、授業料の徴収を猶予します。
- ・ 一部免除の許可若しくは不許可とされた者は、所定の期日までに納付すべき授業料を納付して下さい。
- ・ 申請書類等に虚偽があったときは、許可を取り消す場合があります。

(補足) 令和5年度授業料免除の申請手続きフロー



免除区分	申請手続き
A	<p>ア</p> <p>1. 授業料等減免の継続に関する申請書（A様式2）を提出</p> <p>エ</p> <p>▶<u>給付奨学生に認定されている場合</u>【免除要件： A - ①】</p> <p>1. 授業料等減免の継続に関する申請書（A様式2）を提出</p> <p>▶<u>高等教育の修学支援新制度へ申請予定の場合</u>【 A - ②】</p> <p>1. 授業料等減免の申請書（A様式1）を提出</p> <p>2. 日本学生支援機構給付奨学金の申請*を行う</p> <p>*学生係窓口にて申請に必要な書類等を配布します。</p>
-	<p>イ</p> <p>1. 手続き不要</p>
A+B	<p>ウ</p> <p>▶<u>給付奨学生に認定されている場合</u>【 A - ①+ B】</p> <p>1. 授業料等減免の継続に関する申請書（A様式2）を提出</p> <p>2. 国立高等専門学校機構における授業料免除の申請書類を提出</p> <p>▶<u>高等教育の修学支援新制度へ申請予定の場合</u>【 A - ②+ B】</p> <p>1. 授業料等減免の申請書（A様式1）を提出</p> <p>2. 国立高等専門学校機構における授業料免除の申請書類を提出</p> <p>3. 日本学生支援機構給付奨学金の申請*を行う</p> <p>*学生係窓口にて申請に必要な書類等を配布します。</p>
B	<p>オ</p> <p>1. 国立高等専門学校機構における授業料免除の申請書類を提出</p>

II 提出書類

1. 【免除区分 **A**】 高等教育の修学支援新制度による授業料減免

提出		提出書類	提出期限
全 員	A - ① 申請者	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書（A様式2）	令和5年10月4日（水）
	A - ② 申請者	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）	

2. 【免除区分 **B**】 国立高等専門学校機構における授業料免除

提出		提出書類	提出期限
全 員	B-(1) 又は B-(3) 申請者	授業料免除申請書（様式1-1）	令和5年10月4日（水）
	B-(2) 申請者	授業料免除申請書（特別措置）（様式1-2）	
	(共通) B-(1)、B-(2)、 B-(3) 申請者	家族状況等申告書（様式2）	
		市区町村発行の所得証明書 ・令和5年度（令和4年分）分 ・合計所得金額、課税標準額、市民税・県民税額、所得控除の内訳を記載したもので、免除申請者と生計を一とする世帯の全員分（ <u>就学者、15歳未満、専業主婦等含む</u> ） ※所得がなく所得証明書が発行されない場合は、非課税証明書 住民票（世帯全員分）の写し	
該当者のみ		「家族状況等申告書（様式2）」において“はい”と回答した項目における“提出書類”	

書類提出についての注意事項

- (1) 提出書類はボールペン等（消せるものは不可）で丁寧に記入してください。
- (2) 不備がある場合は受付できません。期限までに全ての書類を不備なく提出できるよう、早めに準備してください。

【提出先・問合せ先】

〒783-8508 高知県南国市物部乙200番1
高知工業高等専門学校 学生課学生係
TEL：088-864-5627